

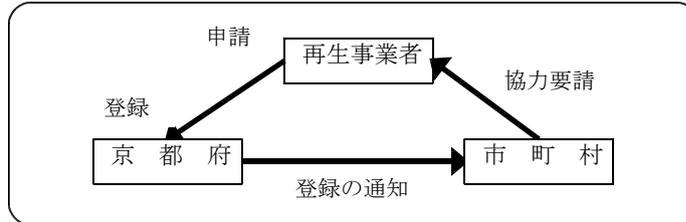
廃棄物再生事業者の登録制度のあらまし

 京 都 府

廃棄物再生事業者の登録制度について

1 登録制度の趣旨

廃棄物の再生を業として営んでいる優良な事業者を登録することにより、再生事業者の育成を図るとともに、登録を受けた事業者に対して、市町村が協力を求めることが出来る仕組みによって、廃棄物の再生利用を促進するものです。



2 登録の対象者

京都府内（京都市を含む。）に廃棄物の再生を行う事業場を有しており、すでに廃棄物の再生を業として営んでいる事業者のうち、一定の基準を満たしている方が登録の対象となります。これから事業を始められる方や、廃棄物ではなく有価物のみを取り扱われている方、廃棄物の収集・運搬のみを行っている方は登録の対象とはなりません。

3 登録基準

登録を受けるためには、次の基準を満たしている必要があります。

- (1) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのない保管施設を有すること
保管する廃棄物の種類に応じた適切なものであることが必要です。
- (2) 廃棄物の再生に適する施設を有すること
「生活環境の保全上支障を生じることのないように必要な措置が講じられた廃棄物の再生に応じた次の施設を有すること」として、品目ごとに次のように規定されています。

品目	施設の基準
古紙	古紙の再生に適する梱包施設を有すること。 → 選別した古紙を輸送に適するように圧縮し、梱包する施設であること。
金属くず	金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設を有すること。 → 選別施設は、磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機等の再生の目的となる金属を選別する施設であること。 → 加工施設は、再生の目的となる金属を含む廃棄物を切断、破砕等の加工をする施設及び選別した金属を圧縮する施設等であること。
空き瓶	空き瓶の再生に適する選別施設を有すること。 → 選別施設は、カレットを色別選別する施設及びカレットから不純物を選別・除去する施設並びにリターナブル瓶を選別する施設であること。
古繊維	古繊維の再生に適する裁断施設を有すること。 → 裁断施設は、選別した古繊維をウエスとして利用するために裁断する施設であること。

その他	当該廃棄物の再生に適する施設を有すること。 → その他の廃棄物の再生に適する施設は、上記以外の品目の廃棄物の破砕等を行う施設であること。
-----	---

(3) 運搬施設を有すること

廃棄物を再生したものの運搬に適するフォークリフトその他の運搬施設が必要です。

(4) 事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること

貸借対照表、損益計算書、業務経歴等で確認させていただきます。

(5) その他、事業を適正に行うことができる者であること

廃棄物処理業等の許可が必要な場合は、当該許可を有していること。この登録を受けることによって許可不要となるものではありません。

(6) 施設は、原則として登録を受けようとする人が所有していること

土地・建物登記簿謄本等で確認させていただきます。

4 登録手数料

新規登録一件につき **40,000円** が必要です。

(登録内容の変更、休廃止等の届出や登録証明書の再交付申請の場合は不要です。)

※ 京都府収入証紙を申請書に貼付して下さい。なお、一度貼付した収入証紙は返金できませんので御注意下さい。

5 申請に必要な書類

- ・ 廃棄物再生事業者登録申請書※
- ・ 事業計画の概要を記載した書類※
- ・ 事業の用に供する施設の写真、構造を明らかにする平面図、立面図、構造図等
- ・ 法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(発行後3ヶ月以内のもの)
- ・ 個人にあつては、住民票の写し(発行後3ヶ月以内のもの)
- ・ 業務経歴を記載した書類※
- ・ 法人にあつては、直前1年の貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書)
- ・ 個人にあつては、資産に関する調書※、直前1年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(納税証明書)
- ・ 事務所及び事業場の付近の位置図及び写真
- ・ 事業場の土地登記簿謄本・建物登記簿謄本(発行後3ヶ月以内のもの)又は事業場の賃貸借契約書の写し

【注1】 ※印の様式は、所定の様式があります。

【注2】 必要に応じてその他の書類を求めることがあります。

6 登録の変更、休廃止・再開、取消しについて

- ・ 登録後、登録事項に変更が生じた場合は30日以内に「廃棄物再生事業者登録事項変更届出書」に変更事項に関する書類と書換えを行う登録証明書を添付して届け出て下さい。(注：事業場の移転先が京都府外である場合は「変更届」ではなく、既登録事業場を廃止して新たに移転先で登録することになります。)
- ・ 登録を受けた事業場の廃止、休止又は休止した事業場を再開したときには30日以内に「廃棄物再生事業者登録事業場廃止・休止・再開届出書」を届け出て下さい。なお、事業場の廃止の際には、登録証明書を返納して下さい。
- ・ 登録を受けた廃棄物再生事業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の環境省令で定める基準に適合しなくなったとき、変更の届出又は休廃止の届出をしなかったときは、登録を取り消します。

7 登録廃棄物再生事業者の優遇措置

登録を受けた場合、次のような地方税制上の優遇措置が受けられることがあります。
詳しくは市町村の税金の窓口にお問い合わせ下さい。

- (1) 特別土地保有税の非課税措置
- (2) 事業所税の課税標準の特例措置（京都市域に限ります。）

8 その他留意事項

- ・ 廃棄物再生事業者の登録を受けていないにもかかわらず、登録廃棄物再生事業者という名称を用いた場合は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき罰せられます。
- ・ 保管施設の設置について、都市計画法、建築基準法、農地法、森林法、市町村条例等他法令との調整を要する場合は、あらかじめ関係行政機関と調整をしてください。
- ・ 申請様式や登録事業者一覧表については、京都府ホームページに掲載しています。
(京都府ホームページアドレス：<http://www.pref.kyoto.jp>)

9 申請書の提出先、お問い合わせ先

申請書の提出やお問い合わせについては、事業場の所在地により次の府保健所環境衛生室（山城北保健所は環境室）又は京都府庁の循環型社会推進課までお願いします。

事業場の所在地	連 絡 先		
	名 称	電話番号	所 在 地
向日市、長岡京市、大山崎町	乙訓保健所	(075) 933-1341	〒 617-0006 向日市上植野町馬立 8 番地
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	山城北保健所	(0774) 21-2913	〒 611-0021 宇治市宇治若森 7-6
木津川市、笠置町、和東町、精華町、南山城町	山城南保健所	(0774) 72-4303	〒 619-0214 木津川市木津上戸 18-1
亀岡市、南丹市、京丹波町	南丹保健所	(0771) 62-4755	〒 622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木 21
福知山市	中丹西保健所	(0773) 22-6381	〒 620-0055 福知山市篠尾新町 1 丁目 91 番地
綾部市、舞鶴市	中丹東保健所	(0773) 75-1156	〒 624-0906 舞鶴市倉谷村西 1499
宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町	丹後保健所	(0772) 62-1361	〒 627-8570 京丹後市峰山町丹波中嶋 855
京都市内	循環型社会推進課	(075) 414-4719	〒 602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

<参考> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）抜粋

（廃棄物再生事業者）

第20条の2 廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、環境省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

2 前項の登録に関して必要な事項は、政令で定める。

3 第1項の登録を受けた者でなければ、登録廃棄物再生事業者という名称を用いてはならない。

4 市町村は、第1項の登録を受けた者に対し、当該市町村における一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

申請(届出)に係る提出書類一覧

	登録申請 (政令第17条)	変更の届出(政令第20条)				廃止(休止、再開) の届出 (政令第21条)	再交付 申請	様式の ページ
		1号 氏名及び住所 (法人にあっては名称、 代表者の氏名)	2号 事務所及び事業場 の所在地	3号 再生に係 る事業の 内容	4号 施設の種類、 数量、構造及 び設備の概要			
申請 ・ 届 出 書	登録申請書(第29号様式)	○						7
	変更届出書(第31号様式)		○	○	○	○		15
	廃止(休止・再開)届出書 (第32号様式)					○		17
	登録証明書再交付申請書 (第25号様式)						○	19
添 付 書 類	(省令第16条の3第1項) 事業計画の概要を記載した書類	○			○	○		10
	(省令第16条の3第2項) 事業の用に供する施設の構造を 明らかにする平面図、立面図、 断面図、構造図等及び写真	○ <small>(図面の無い場合は、 写真だけでも可)</small>			○ <small>(図面の無い場合は、 写真だけでも可)</small>	○ <small>(図面の無い場合は、 写真だけでも可)</small>		
	(省令第16条の3第3項) (法人) 定款又は寄附行為及 び登記簿謄本(発行後 3ヶ月以内のもの)	○	○ <small>(代表者の変更は、 登記簿謄本のみで可)</small>	○ <small>(登記簿謄本のみ で可)</small>	○			
	(省令第16条の3第4項) (個人) 住民票の写し(発行 後3ヶ月以内のもの)	○	○					
	(省令第16条の3第5項) 業務経歴を記載した書類	○			○			12
	(省令第16条の3第6項) (法人) 直前1年の事業年度 の貸借対照表、損益計算書、 法人税の納付すべき額及び 納付済額を証する書面	○			○			
	(個人) 資産に関する調書、 直前1年の所得税の納付す べき額及び納付済額を証す る書面	○			○			14
	事業所及び事業場の付近の位置 図及び写真	○		○	○			
	施設の使用権限を証する書面 (土地・建物登記簿謄本等)	○		○ <small>事業場移転の場合</small>	○ <small>変更の無い場合不要</small>	○ <small>変更の無い場合不要</small>		
	書換えを行う登録証明書		○	○	○	(○)		
き損又は汚損した登録証明書						○		
その他必要な書類 (廃棄物処理業の許可の写し、 再生品の販売実績を確認できる 書類、再生品の受入基準等)	(○)			(○)	(○)			

※「(○)」は、申請(届出)事項に応じて添付する必要がある書類

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

京都府知事 様

申請者住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
〒

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事務所の所在地		
事業場の所在地		
廃棄物の再生に係る事業の内容		
事業の用に供する施設	種類・数量	
	構造及び設備の概要	
経理的基礎に関する資料		

- 添付書類
- 1 事業計画の概要を記載した書類
 - 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 3 法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
 - 4 個人にあつては、住民票の写し
 - 5 業務経歴を記載した書類
 - 6 その他知事が必要と認める書類

廃棄物再生事業者登録申請書記載要領

項 目	記 載 要 領	
申 請 年 月 日	申請書を提出した年月日とすること。	
申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名	① 郵便番号、住所、氏名、電話番号を記載し、押印すること。 ② 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印すること。 ③ ①及び②については、個人の場合は、住民票、法人の場合は、登記簿謄本と一致させること。	
事 務 所 の 所 在 地	上記申請者の住所と同じ場合には、「同上」でもよい。	
事 業 場 の 所 在 地	申請する事業場について所在地を番地まで記載すること。	
廃 棄 物 の 再 生 に 係 る 事 業 の 内 容	① 古紙、金属屑等取扱う廃棄物の名称をすべて記載すること。 ② 廃棄物の種類毎の再生の方法等について記載すること。 ③ 再生品の品名等について記載すること。	
事 業 の 用 に 供 す る 施 設	種類・数量	保管施設、運搬施設、梱包施設等の施設名と施設毎の数量をすべて記載すること。
	構 造 及 び 施 設 の 概 要	施設の種類（名称）、個々の設備ごとにメーカー、型式、処理能力等を記載すること。（構造図面、フロー図、なければパンフレット等を添付）
経 理 的 基 礎 に 関 する 資 料	法人にあつては、直前1年の事業年度の貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、個人にあつては、資産に関する調書、直前1年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類を添付すること。	

廃棄物再生事業者登録申請書

平成23年 4月 1日

京都府知事 様

申請者住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
〒602-8570
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町1番地
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
株式会社 循環商店
代表取締役 環境 太
電話番号 (075) 451-8

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事務所の所在地	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町1番地	
事業場の所在地	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町1番地	
廃棄物の再生に係る事業の内容	収集した新聞紙等の古紙を梱包機により圧縮梱包し、再生紙原料を製造している。	
事業の用に供する施設	種類・数量	保管施設 1棟 トラック 1台 古紙梱包機 1台 フォークリフト 1台
	構造及び設備の概要	保管施設 鉄骨スレート葺平屋建 延床面積234㎡ ○○社製 古紙梱包機 800馬力 処理能力50t/h ■■社製 トラック 運搬能力 2.0t ▲▲社製 フォークリフト 運搬能力 1.5t
経理的基礎に関する資料	別添のとおり	

- 添付書類
- 1 事業計画の概要を記載した書類
 - 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - 3 法人にあつては、定款及び登記事項証明書
 - 4 個人にあつては、住民票の写し
 - 5 業務経歴を記載した書類
 - 6 その他知事が必要と認める書類

添付書類 1 事業計画の概要を記載した書類

事業計画概要書

再生に係る廃棄物	品目	
	収集先	
	収集数量 及び単価	
	収集方法	
再生方法		
再生品の用途等	再生品の用途	
	引渡し・納入先	
	引渡し・納入方法及び単価	

事業計画概要書

再生に係る廃棄物	品目	段ボール古紙、新聞古紙、雑誌															
	収集先	京都府庁、〇〇新聞社、☆☆印刷、一般家庭															
	収集数量及び単価	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">段ボール</td> <td style="width: 15%;">1か月収集量</td> <td style="width: 15%;">20t~30t</td> <td style="width: 15%;">1kg当たり</td> <td style="width: 40%;">0~10円</td> </tr> <tr> <td>新聞紙</td> <td></td> <td>50t~60t</td> <td>1kg当たり</td> <td>0~7円</td> </tr> <tr> <td>雑誌</td> <td></td> <td>20t~30t</td> <td>1kg当たり</td> <td>10~5円</td> </tr> </table>	段ボール	1か月収集量	20t~30t	1kg当たり	0~10円	新聞紙		50t~60t	1kg当たり	0~7円	雑誌		20t~30t	1kg当たり	10~5円
	段ボール	1か月収集量	20t~30t	1kg当たり	0~10円												
新聞紙		50t~60t	1kg当たり	0~7円													
雑誌		20t~30t	1kg当たり	10~5円													
収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・業者より持ち込み ・自社トラックにて引き取り 																
再生方法	<p>収集した古紙を種類別に選別後、梱包機を用いてブロック状の古紙に圧縮梱包加工し、洋紙、衛生用紙等の製紙原料を製造している。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <pre> graph LR A[古紙] --> B[選別] B --> C[圧縮梱包] C --> D[製紙原料] B --> E[ごみ] C --> F[ごみ] </pre> </div>																
再生品の用途等	再生品の用途	新聞用紙の原料 段ボール原紙の原料 トイレットペーパーの原料															
	引渡し・納入先	〇〇製紙株式会社 △△株式会社															
	引渡し・納入方法及び単価	<ul style="list-style-type: none"> ・業者による引き取り ・当社車輛による持ち込み納入 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 40%;">単価</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>段ボール用原料</td> <td>1kg当たり</td> <td>12円~16円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新聞、その他の原料</td> <td>1kg当たり</td> <td>8円~12円</td> <td></td> </tr> </table>	単価				段ボール用原料	1kg当たり	12円~16円		新聞、その他の原料	1kg当たり	8円~12円				
単価																	
段ボール用原料	1kg当たり	12円~16円															
新聞、その他の原料	1kg当たり	8円~12円															

経理的基礎に関する資料（個人申請時添付様式）

資 産 に 関 す る 調 書			
平成 年 月 日現在			
資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車両			
その他			
資 産 計			
負債の種別			
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

上記のとおり相違ありません。

印

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

年 月 日

京都府知事 様

届出者住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
〒

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

廃棄物再生事業者の登録に係る次の事項について変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により届け出ます。

登録年月日		年 月 日
登録番号		第 号
変更年月日		年 月 日
変更内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書記載要領

項 目	記 載 要 領
届 出 年 月 日	届出書を提出した年月日とすること。
届 出 書 の 住 所 及 び 氏 名	<p>① 郵便番号、住所、氏名、電話番号を記載し、押印すること。</p> <p>② 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印すること。</p> <p>③ ①及び②については、個人の場合は、住民票、法人の場合は、登記簿謄本と一致させること。</p>
登 録 年 月 日	現在交付されている登録証明書に記載の登録年月日を記載すること。
登 録 番 号	現在交付されている登録証明書に記載の登録番号を記載すること。
変 更 年 月 日	変更を行った日付を記載すること。
変 更 内 容	変更する項目について、変更内容を変更前と変更後に分けてわかるように記載すること。
変 更 の 理 由	変更の理由を簡潔に記載すること。

廃止
廃棄物再生事業者登録事業場 休止 届出書
再開

年 月 日

京都府知事 様

届出者住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
〒

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

廃棄物再生事業者の登録を受けた事業場を 廃止 休止 したので、廃棄物の処理及び清掃に
再開
関する法律施行令第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

登録年月日	年 月 日
登録番号	第 号
事業場の所在地	
廃止 休止 の年月日 再開	年 月 日
廃止 休止 の理由 再開	

廃棄物再生事業者登録事業場休廃止等届出書記載要領

項 目	記 載 要 領
届 出 年 月 日	届出書を提出した年月日とすること。
届 出 書 の 住 所 及 び 氏 名	① 郵便番号、住所、氏名、電話番号を記載し、押印すること。 ② 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印すること。 ③ ①及び②については、個人の場合は、住民票、法人の場合は、登記簿謄本と一致させること。
登 録 年 月 日	現在交付されている登録証明書に記載の登録年月日を記載すること。
登 録 番 号	現在交付されている登録証明書に記載の登録番号を記載すること。
事 業 場 の 所 在 地	現在交付されている登録証明書に記載の事業場の所在地を番地まで記載すること。
廃止 休 止 の 年 月 日 再 開	① 当該事業場を休止又は廃止した日付を記載すること。 ② 休止した事業場を再開した日付を記載すること。
廃止 休 止 の 理 由 再 開	休止、廃止又は再開の理由について簡潔に記載すること。

登録証明書再交付申請書

年 月 日

京都府知事 様

届出者住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
〒

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第24条第1項の規定により申請します。

登録証明書の名称	
登録番号及び登録年月日	
事業の内容	
再交付申請の理由	